

# 新型コロナウイルス感染症に対する酒田市の対応方針 (令和2年5月11日以降版)

## **[趣旨]**

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う緊急事態宣言について、全国を対象区域として5月31日まで延長することが内閣総理大臣より表明されました。一方で、本県を含む特定警戒都道府県以外の34県では、一定の感染防止策を前提に、社会・経済活動の再開が一部容認されました。本県の緊急事態措置等についてもこれに倣う方向となっています。

本市においては、感染は沈静化の傾向にあり、5月11日以降、感染予防を徹底しながら社会生活を回復させるべき局面と考えて対応していきます。

市民の皆様と、市の方向性を共有するため、現時点での市の考え方について「新型コロナウイルス感染症に対する酒田市の対応方針」としてお知らせするものです。市民の皆様の今後の活動再開に向け、参考にいただければと思います。

なお、本対応方針は国等の方針、本市での状況の変化により、随時見直していきます。

## **1 感染拡大防止対策の徹底**

感染拡大防止のため、次の事項を市民一人ひとりが順守するよう周知を図ります。

- (1) 手洗いと咳エチケットを励行してください。
- (2) 「換気が悪い」「人が密集する」「対面で会話する」の3つの条件が重なり合う環境を避けてください。(以下、「3密」という。)
- (3) 不特定多数が利用する物品の消毒を徹底してください。
- (4) 高齢者や基礎疾患のある人の感染防止に全力をあげてください。
- (5) 特定警戒都道府県との不急の行き来を避けてください。
- (6) 「新しい生活様式」(別添)を実践してください。

## **2 小中学校の再開について**

市内小中学校については、万全の感染予防対策を講じた上で、次のとおり再開します。

- (1) 5月11日(月)以降、段階的に登校日を増やしていき、5月25日(月)以降は給食を実施し、完全再開となります。

(2) 部活動は5月25日(月)以降段階的に再開します。

### **3 保育園、学童保育について**

保育園においては、保育事業を継続します。なお、家庭で保育が可能な方の登園自粛を5月31日まで延長します(なお、一部の業種の休業要請が解除になった場合は本市の自粛を解除する場合があります)。自粛した日については、保育料を日割りで減額します。

学童保育所においては、5月23日までの期間、午前中からの臨時開所を行うとともに、家庭で保育が可能な方の登所自粛を引き続き延長します。

### **4 市主催イベント等(共催等を含む)の開催基準について**

感染拡大防止のため、多人数の市主催イベント等については、当面の間、延期又は中止とします。なお、参加者が限定(県内等)された小規模な講演会、会議等は3密の回避などの感染予防対策を徹底した上で開催します。

### **5 公共施設の対応**

#### (1) 公共施設の開館

これまで、保育園、学童保育、公園等以外の施設は、臨時休館としていましたが、5月11日以降順次開館します。

なお、施設利用にあたっては、感染予防を徹底することとし、当面の間利用形態が次のいずれかに該当する場合は、ご利用いただけません。

- ①講演者、指導者、参加者に特定警戒都道府県からの来訪者がいる場合
- ②適切なソーシャルディスタンス(2m)を確保できない場合
- ③3密を回避することができない場合
- ④その他感染予防に支障がある場合

#### (2) 臨時休館継続施設

次の施設については、施設の状況から当面臨時休館を継続します。

- ・児童センター(交流ひろば内)
- ・公益研修センター練習室
- ・ひらたタウンセンター筋力トレーニング室

### **6 医療体制**

(1) 全国的に新型コロナウイルス感染症が拡大している中で、本地域においても医療機関と医療人材を守らなければなりません。医療機関における感染拡大を防止するため、継続した発熱、強い倦怠感、息苦しさ等の症状がある方は、「新型コロナ受診相談センター」に相談するように促し、一般の医療機関を直

接受診することがないよう、引続き、山形県の受診・相談体制等の周知に努めていきます。

また、特に、感染拡大期及びまん延期等になると、日本海総合病院を中心とした地域の入院機能を維持することが重要となります。県などから「政府の基本方針」などに基づき、地域の医療体制等に関して具体的な要請があった場合は、地区医師会・薬剤師会等の関係団体及び山形県庄内保健所や庄内町・遊佐町等の近隣自治体と協議のうえ対応を検討していきます。

加えて、本市独自の専門家組織である「酒田市新型コロナウイルス感染症に関する専門家会議」に意見を求めながら感染拡大防止、医療体制維持のため万全を期していきます。

〔酒田市新型コロナウイルス感染症に関する専門家会議構成〕

- ①酒田地区医師会十全堂会長
- ②酒田地区歯科医師会長
- ③酒田地区薬剤師会長
- ④地方独立行政方法人山形県・酒田市病院機構日本海総合病院長
- ⑤その他市長が必要と認める者

(2) 新型コロナウイルス感染症対策で尽力されている医療従事者に対して、メッセージカードにより敬意と謝意の気持ちを届け、市民とともに応援していきます。

## 7 経済・生活支援

国等の支援策に加え、新型コロナウイルス感染症で大きな影響を受けている事業者、生活困窮者等に本市独自の経済・生活支援を実施します。

国の特別定額給付金（1人10万円）の給付についても、一日も早く市民の皆様の手元に届くよう対応していきます。

【本市独自の経済・生活支援対策／5月7日専決補正予算】

	対 象	概 要
事業者支援	旅館・ホテル	令和2年3月分の上下水道料金相当額補助（最大250万円）※拡充
	飲食店	令和2年3月分の上下水道料金相当額補助（最大100万円）※拡充
	タクシー・運転代行業	登録1台につき5万円補助※拡充
	貸切バス業	営業車両1台につき大型25万円、大型以外15万円補助（上限額250万円）※拡充
	旅行業	本市に本社を置く事業者に50万円

	出前・持ち帰り販売を行う事業者	1事業者につき3万円
	飲食店・小売店 ・サービス業	先払いチケット「もっけ玉」購入代金のうち、20%相当額を補助
	市内事業者	令和2年5月11日～22日（土・日除く）に商工会議所、金融協会、社会保険労務士、市担当職員等による緊急相談窓口を開設
生活支援	特別児童扶養手当受給世帯	身体、知的または精神に障がいのある20歳未満の児童を養育している世帯へ2万円の支援金
	ひとり親家庭等	ひとり親家庭等（児童扶養手当受給世帯）に2万円の支援金
その他	結婚した方 子どもが生まれた方	酒田市の花を贈呈（花き農家対策）
	東北公益文科 大学生等	酒田市直接雇用による経済支援等
	75歳以上の方	市独自のマスク配布
	感染症の最前線での医療従事者等	市内ホテルをシェルター利用する際の宿泊料について、シングル2千円等の補助
	医師・薬剤師	酒田市休日診療所及び日本海総合病院で実施している夜間診療に従事する酒田地区医師会・同薬剤師会の方が感染または濃厚接触者となった場合の休業補償

その他詳細は本市のホームページ、フェイスブック及び広報等を通じてお知らせしていきます。是非、ご活用ください。

## ○定額給付金日程

- ①オンライン申請方式
  - ・5月1日受付開始
  - ・5月15日給付開始
- ②郵送申請方式
  - ・5月15日までに申請書発送
  - ・5月26日給付開始

## 8 その他

### (1) 飛島への渡島自粛の延長

島民への感染防止のため、飛島への渡島自粛を5月31日まで延長します。

## (2) 業務継続計画の策定

新型コロナウイルス感染症のまん延に伴う職員の感染リスクの低減、若しくは感染等により出勤可能な職員が減少した場合において、住民サービスを低下させることなく、市の行政機能を維持するために、業務継続計画を策定します。

### 参考

#### 市職員の行動規制

##### (1) 職員の出張及び往来の制限【5月31日まで】

職員の県外出張は、原則として認めない。私事についても、公務員としての自覚を持ち県外への往来は控えるものとする。どうしても行かざるを得ない場合は、手洗い、咳エチケットの励行と3密に最大限配慮する。

##### (2) 訪問者等との接触の制限【5月31日まで】

特定警戒都道府県からの訪問者等とは接触しない。県外（特定警戒都道府県を除く）からの訪問者等とも極力接触しない。どうしても接触せざるを得ない場合は、手洗い、咳エチケットの励行と3密に最大限配慮する。

##### (3) 帰省又は来市した家族等を滞在させた職員への対応【5月31日まで】

特定警戒都道府県から帰省又は帰市した者を滞在させ、その後、帰省又は帰市した者が発熱等の体調不良となった場合、帰省又は帰市の日の翌日から起算して2週間を経過するまでは、滞在させた職員を出勤させない。

令和2年5月8日作成

令和2年5月11日修正（3 保育園、学童保育について）

## 「新しい生活様式」の実践例

### (1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける。
- 遊びに行くなら屋内より屋外を選ぶ。
- 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
- 外出時、屋内にいるときや会話をするときは、症状がなくてもマスクを着用
- 家に帰ったらまず手や顔を洗う。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う（手指消毒薬の使用も可）

※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

### 移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 帰省や旅行はひかえめに。出張はやむを得ない場合に。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。
- 地域の感染状況に注意する。

### (2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- まめに手洗い・手指消毒  咳エチケットの徹底  こまめに換気
- 身体的距離の確保  「3密」の回避（密集、密接、密閉）
- 毎朝で体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



### (3) 日常生活の各場面別の生活様式

#### 買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ます
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

#### 娯楽、スポーツ等

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

#### 公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

#### 食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

#### 冠婚葬祭などの親族行事

- 多人数での会食は避けて
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

### (4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務  時差通勤でゆったりと  オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン  名刺交換はオンライン  対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成予定